第百二十一条の二の次に次の一条を加える。

（医療介護連携政策課の所掌事務）

第百二十一条の三　医療介護連携政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　保健医療の普及及び向上に関する事業並びに健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療に係る事業と老人の福祉及び保健並びに介護保険に関する事業との連携に関すること。

二　社会保険診療報酬、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三　高齢者医療確保法に規定する医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画並びに都道府県医療費適正化計画並びに特定健康診査等基本指針及び特定健康診査等実施計画に関すること。

附則第三条第二項中「医政局国立病院課は、第三十九条の二各号」を「医政局医療経営支援課は、第三十四条各号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年七月十一日から施行する。

（介護保険法施行令の一部改正）

2　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第三十二号中「並びに第三十四条第四号から第六号まで及び第八号」を「、第三十三条第四号、第五号及び第七号並びに第三十四条第二号」に改める。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年七月九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百五十二号

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十九号）の施行に伴い、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

一　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第四条

二　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十二条第二項第三十四号

三　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）第十五条の二第五号

四　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）第三百五十四号

五　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）第五条第三十四号

六　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）第一条第八号

七　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第七条第十五号

附　則

この政令は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　太田　昭宏

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年七月九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百五十三号

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

府　令

○内閣府令第五十二号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年七月九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

附　則

この府令は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十九号）の施行の日から施行する。